

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月26日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 藤原 保幸

兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第5号

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項第1号中「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について（平成16年10月1日保医発第1001002号厚生労働省保険局医療課長通知）の別添1及び別添2」を「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任の取扱いについて（平成30年6月12日保発0612第2号厚生労働省保険局長通知）に定める受領委任の取扱規程」に改め、同項第2号中「受領委任の取扱規定」を「受領委任の取扱規程」に改める。

様式第1号中「平成・（西暦） 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

様式第5号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

様式第12号の3中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第25条第1項第1号の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている書類は、この規則による改正後の兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。